

平成30年度 第1回豊川市障害者地域自立支援協議会全体会議事録

日時：平成30年7月18日（水）午後1時30分から午後3時まで

会場：豊川市役所 本34会議室

出席者：12機関

豊川市障害者（児）団体連絡協議会
豊川市民生委員児童委員協議会
豊川市医師会
地域アドバイザー（東三河南部圏域）
愛知県立豊川特別支援学校
愛知県豊川保健所
豊川公共職業安定所
愛知県立宝陵高等学校
豊川市社会福祉施設協会
豊川商工会議所
豊川市子ども健康部
豊川市福祉部

欠席者：2機関

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会
豊川市教育委員会

1 開会のあいさつ

<事務局>

定刻前ではございますが、ただいまより「平成30年度 第1回豊川市障害者地域自立支援協議会」を開催させていただきます。はじめに、豊川市福祉部福祉課長よりあいさつをさせていただきます。

<福祉課長>

本日は、お忙しい中、また暑い中、お集まりいただきありがとうございます。本協議会につきましては、地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有すること。また、関係機関等々との連携強化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備についての協議を行う場として設置しております。そのため、事務局として、社会福祉協議会の基幹相談支援センターを中心として、委託相談支援事業所の皆様に協力いただく中で、地域で起きている様々な課題を抽出、協議し、そして、その内容について、委員の皆様にご意見、ご助言をいただき、必要な福祉施策に結びつけてまいりたいと考えております。

本日は、初めて参加される委員もおみえになりますので、最初に簡単に、この会に関する説明からさせていただいて、その後、協議に入ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

<事務局>

では、まず本協議会委員は、任期満了による委員の改選がありました。お手元に委嘱状を配布させていただいておりますが、任期については、平成32年6月30日までの2年間となっておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、本協議会について簡単に説明をさせていただきます。資料の中に、「組織図」が入っておりますので、ご覧ください。

まず、障害者自立支援協議会とは、障害のある人が障害のない人と共に暮らせる地域を作るため、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行う場として設置されています。

豊川市障害者地域自立支援協議会では、まず組織図の中の「相談支援部会」。こちらの相談支援部会により、個別のケースから地域課題の抽出を行っております。その課題を、委託の相談支援事業所や福祉課で構成する事務局会議で協議、調整を行い、その上の「運営委員会」に挙げていきます。運営委員会で地域の課題を精査し、「全体会」へ議題として報告します。いくつかある課題のうち、児童に関する課題は、下にある「専門部会」の中の「こども部会」、就労に関する課題は「就労部会」、そのほかの課題を「地域生活部会」で取り組んでおります。

全体会の委員においては、医療・福祉・教育・雇用などの地域の関係機関で構成され、運営委員会で調整、若しくは報告された地域課題等について、こちらの「全体会」で情報共有、協議を行うとともに、市への施策提案と繋げていきます。そういった意味では、大変重要な役割を担っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではありますが、以上で説明を終わります。

では、本日は、社会福祉法人豊川市社会福祉協議会の委員と豊川市教育委員会の委員が欠席となっております。また、本日の会議は、豊川市障害者地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項により、委員の過半数以上の出席がありますので成立します。

2 委員紹介

それでは、委員改選後、最初の協議会となりますので、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。時間も限られておりますので、恐れ入りますが、所属とお名前程度で、簡単をお願いしたいと思います。

<委員自己紹介>

3 会長、副会長の選任

<事務局>

ありがとうございます。それでは、早速ですが、議題3「会長、副会長の選任」について、ご審議をお願いします。設置要綱第5条第2項の規定により、会長は、委員の互選により定めるとあります。事務局としましては、当事者団体の代表である、豊川市障害者（児）団体連絡協議会の委員が適任と考えておりますが、いかがでしょうか。よろしければ、拍手をも

ってお願いします。

【 拍手 】

ありがとうございます。それでは、会長席へ移動をお願いします。

また、設置要綱第8条第4項により、議長は会長が務めるということになっておりますので、以後の進行をお願いします。

<会長>

ただいま、委員を代表いたしまして会長になりました。何かと不手際があるかもしれませんが、2年間という長い間でございますが、皆様のご協力を得て、会を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、設置要綱第5条第3項の規定より、副会長は会長が指名するとありますので、私としましては、福祉部の委員に副会長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<副会長>

はい、よろしくお願いいたします。

<会長>

それでは、議題の方に移っていききたいと思います。協議事項についての進行は、副会長にお願いしたいと思います。

<副会長>

改めまして、本協議会の副会長を拝命いたしましたので、ここからは私が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題4の協議事項について、豊川市障害者地域自立支援協議会運営委員会より、まずは運営委員長さんから概要のご説明の方をお願いいたします。

4 協議事項 平成30年度豊川市障害者地域自立支援協議会運営委員会より

<運営委員長>

よろしくお願いします。まず、私の方から概略と言うことで、口頭で説明をさせていただきます。

7月4日に行われました運営委員会では、相談支援部会と各専門部会についての協議と、福祉課からの報告を基に協議が行われました。

まず、相談支援部会では、今年の4月から6月に挙げたケースについて、社会資源の改善と開発に関わることと、障害理解や支援者のスキルアップに関することの2つの大きなカテゴリーに分けて協議をしました。その中では、主に、老障世帯への支援といった介護分野との連携や、触法障害者への支援という司法と福祉の連携について。それから、ひきこもり支援に関して教育機関との連携についての必要性などを協議いたしました。

次に、専門部会については、就労部会、こども部会、地域生活部会についての平成30年

度の活動計画の報告がありました。就労部会は、「就労支援のための仕組みづくり」を大きな目的とし、関係機関との情報共有を図りながら講演会の企画や教育機関との連携などについて取り組んでいきます。こども部会は、「子どものライフステージをつなぐ体制作り」をテーマに、既存の成長記録ファイル『すてっぷ』の内容について見直し、有効な活用方法を検討していきます。地域生活部会は、地域生活支援拠点の整備に向けて、緊急時に利用できる社会資源の体制整備について検討をしていきます。

それぞれの部会の具体的な内容については、事務局から報告させていただきます。まずは概略について説明させていただきました。以上です。

<副会長>

ありがとうございました。

それでは、順番に進めていきたいと思います。なお、意見交換につきましては、議題4の(1)の説明が終わった後に、伺わせていただきます。また、この議題につきましては、意見交換も併せて20分ほどを目安に進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

<事務局>

それでは、相談支援部会につきまして、資料1を使いましてご報告をさせていただきます。

相談支援部会ですが、こちらの方は、毎月相談員からの実践報告を行いながら、互いに共有し、助言をし合いながら進めております。その中で、地域全体の課題と思われるケース。あと、地域全体で共有した方がよいと思われるケース。これを、今回20件まとめさせていただきます。これにつきましては、先日行われました運営委員会でも共有をし、議論いただきました。本日は、その中で、特に4点ほどポイントを絞りまして、ご説明をさせていただきます。その報告をさせていただきます。皆様方からご意見、ご助言をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1ページ目ですが、最初に、福祉人材の確保についての課題です。1ページ目の事例番号1番の方ですが、この方は、難病の方で、1日数回トイレの介助がいるということで、ヘルパーの方も数回入っている方です。ただ、ヘルパー事業所について、1つの事業所でフォローすることが難しいということで、現在3事業所を利用しています。土日については、家族が支援しています。ヘルパーの方が退職するたびに、事業所を変更、日程調整をしている現状がございます。こちらから見えますのが、ヘルパー事業所の数はかなりあるわけですが、実際にその中で活動しているヘルパーさんの人材が少なくなっている状況もあります。今までは、各事業所の方でどうしていこうかと考えていましたが、これはもう地域全体の問題ではないかということで、今後どうしていくか。これは、市としても考えていく必要があると考えています。今年度から宝陵高校の杉浦先生もお越しいただいておりますので、福祉人材確保の観点から現状をお聞かせいただければと考えております。

続きまして2点目ですが、高齢分野との連携の問題であります。事例番号で言いますと、3番、4番、あと20番となっております。高齢のご家族と、障害を持っているご本人様が

一緒に住んでおり、高齢のご家族の方が、体調を崩されたりした場合に、緊急な時どうしていいかという問題が出てくる可能性があります。希望とすると、親子一緒に生活ができるような、今、国の方から示されています「共生型サービス」という所が、今後できていけばよいと考えていますし、やはり高齢分野、介護保険分野との連携が重要になってくると考えております。今年度から、運営委員会の方では、介護高齢課と包括支援センターの方も委員に加わっていただいております。今回の運営委員会の中でも、今後どうやって連携していいのか、進めていかななくてはいけないことが確認し合えたかと思います。

続きまして3点目は、触法障害者の問題。罪を犯した障害者の問題になっております。事例の番号で言いますと、12番から15番までの4人の方を今回書かせていただいております。罪を犯した障害者の方。あと、また罪を犯してしまう、再犯を犯す危険性のある方について、我々がどのように支援していけばいいのか。これは非常に難しい問題であります。司法分野と福祉の連携も重要となってきますし、我々自身も司法関係の知識が不足しているということで、今後相談員、地域の支援者一同でこちらの方の勉強をしていく必要があると思います。なお、この前の運営委員会の中では、特に警察との連携。これが重要になってくるのではないかと。今後どのように進めていったらいいのかも、一つの課題かと思われまます。

最後4点目ですが、17番、18番、19番、20番の方々。先ほどもお話がありました、ひきこもり傾向にある方。あと、社会的に孤立をしている方の問題であります。20番の方につきましては、家がゴミ屋敷のような状態になっております。あと、18番、20番の方につきましては、手帳がない状態です。今まで障害の認定をされているわけでもなく、手帳も持っていらない方もたくさんいらっしゃいます。その中でも、なんらかの障害が想定される方、生きづらさをお持ちの方もいるのではないかと、ということで、地域の中にも、まだまだ埋もれている方もたくさんいるのではないかと考えております。特徴的なのが、実は、小学校、中学校の時代から、不登校傾向にあって。例えば、中学を卒業した後、どこにも繋がることなく過ごされていて、そのままひきこもり状態になって、年月が経っているという。このような状態の方も見えます。あと、19番の方につきましては、現段階でも不登校傾向にあって、実際には、なかなか外部との繋がりが持てないような状況ということで。ただ、なかなか福祉の方から関わるのが難しい状況もございます。いま、特別支援学校の方とは、連携を詰めておりますが、普通級、それから特別支援級の方とはまだまだ連携が不足しております。学校の先生によっては、福祉、それから相談員の方とも繋がっていくケースもございますが、地域全体では、まだまだ繋がっているわけではないということで、今後、子どもさんにとって不利益がないように、なんとか地域全体で、教育と福祉の関係で早い段階から連携ができるような状況を、いかに作っていくのかということも大きな課題と思います。先生方にも、地域、福祉についての情報を伝える機会も作っていく必要があるかな、というところが、前回の運営委員会の方でも出てきた課題です。また、委員の皆様方から、ご助言をいただければと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

<副会長>

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明について、何かご意見等がありましたらお願いいたします。

<委員>

本校福祉科の生徒は、50日間実習に出て、自分に合った職場を見つけます。ここ数年は4割が進学するのですが、残りの6割の家業従事以外は、福祉職に就職しています。一昨年に追跡調査をしたところ、ほぼ定着をしているという結果でした。転職するとしても、同じ福祉職に転職する生徒が多いようです。魅力を持って福祉の職を選んで仕事をしているのですが、ここ数年、東三河でも定員を満たさない学校がいくつかありまして。本校も残念ながら、3年連続定員を満たせていません。40人定員のところ、だいたい30人ぐらいのところですよ。中学校にも魅力を発信しているのですが、なかなか入学してきてもらえないことがあります。昨年、東三河の中学1年生500人が集まる場所で、福祉を説明する機会がありました。豊川市内の中学1年生が言った言葉なのですが、「福祉と言うと、『え？看護じゃないの？』と言いつけられる」と。「福祉と言うと、『なぜ福祉なの？』と返される」と言っていて、その子は「なぜそうやって言うのだろう。私はやりたくて来ているのに」と言っていた子の言葉が今でも残っています。他校の先生たちとも情報交換をしていくと、本人が行きたいと言っても、親御さんが、という所もあるということも聞いています。あと、先ほども申し上げたように、少子化といったところでなかなか定員を満たせないところもあって。学校の方としましては、地域や中学生などに、生徒募集、魅力を伝えているのですが、なかなか定員を満たせていません。

次に、実際に就職をしている生徒についてですが、ほとんどが高齢者施設です。障害者の施設は、創設以来のパーセンテージで言うと5%ぐらいです。障害者の施設にしても、高齢者の施設にしても、ほとんどが入所施設です。先ほど言われたヘルパーさんについては、実際、求人がまずほとんど来ていません。実際に、生徒が仕事を選ぶ時でも、在宅は一人で行かなければいけないので、高校を卒業してまだ生活経験が浅い生徒にとって、そこに指導者がいない状態で一人で行くといったところは、生徒自身も選択肢にはないと思います。もし、実際に生徒が希望した時には、教員としては、まだ18歳ながら介護福祉士の資格を持って現場に出てはいるのですが、やはり入所施設で、指導体制が整ったところで、力を付けてから次のステップかなと考えています。

<副会長>

ありがとうございます。他にありますか。

<委員>

はい、私の経験上のことでしか話ができませんが。ここに不登校という会話が出てきて、私の担当していた地域で、小学3年生の後半くらいから、中学卒業まで支援しまして。小学校の4、5、6年は、ほとんど私がついて学校の方に行きました。お身内の方だと、ど

うしても大きな声が出てしまうので、少し控えていただいて。本当に気長に。それこそ、何か月もかかって3分の1行きました、帰りました。半分行きました、帰りました。といった具合に、何度も何度も繰り返して、教室の中へ入るまでに、相当長い時間かかって入ったのですね。それでもって、校長先生から「申し訳ないけど、ベルが鳴るまで居てくれるかね」と言う会話があって、それは何故かと思っていたら、欠席ではなく早退になるからだそうです。それを繰り返して、廊下の外で机を出して、お勉強をしている状態が長く続いたのです。それがどういう訳だか、団体生活が下手というか、できなくて。かなり頭のいい子だとは思っていたのですが。それが3年生から6年生まで続いて、最終的には小学校の卒業式にも出られず、そのまま中学校に上がりました。中学校に上がってもやはり同じように行けません。というように、ずっと、ぽつん、ぽつんと言行けない。3年生の卒業式も出られませんでした。しかしそれが今は、市外の高校へ行かせてもらっていて。それが自分に合ったのか、朝6時30分の電車に乗って頑張っているのです。目指す方向ということだったのでしょうか。ここで言っているのか分かりませんが、私の中学校区ではA4の紙にびっしりと不登校の方がいらっしゃいます。いつも会議をしますが、相当たくさんの方が不登校でいらっしゃいます。中には、カウンセリングへ行くなど、いろいろなことをしているのですが、正味のところ、私たち素人では、本当に分からない。何が原因で、何が引き金なのか、さっぱり分からないのです。長いこと付き合っただけです。

ついでに、私のじまん話をさせていただいてよろしいでしょうか。

一宮地区。豊川市には、17地区民生が別れているのですが。その中で、去年、たまたまモデル地区と言うことで選ばれました。それで、年間10万円ずつ2年間、去年と今年、ご褒美をいただいているのです。活動費として使わせていただいているのですが。それはいいのですが。今年、沖縄で全国大会があると言うことで、一宮の私どもに、活動報告をしなさいということで、全国大会へ行って、豊川の恥をかいまいますけども。本当はこの辺のことで、いろいろなことをチェックしてもらって、文書に書きたいとは思っていますが。すごく名誉なことで、沖縄まで行って発表してまいりますので、よろしくお願いします。

<副会長>

ありがとうございます。他にありますでしょうか。例えば警察との連携についての課題についてはいかがでしょうか。

<委員>

私の所属している保健所こころの健康推進グループで仕事をしていると、警察からの通報があって、保健所が医療機関の受診の調整をすることがよくあるのですが。おそらく、ここに出てくる方たちは、警察ではなく検察の部分であたったり、警察の部分であたりと、いろいろあると思います。私たちも警察の仕事はあまりよく分かっていなくて、警察の人たちも、保健所の仕事や、あるいは福祉の仕事が分かっていないと感じる部分が多分にあります。よく、「保健所が関われば、本人が同意しなくても、無理にでも病院に連れて行ってくれるのでしょ」と言われることがあるのですが、そんなことは絶対はないので。ただ、自

傷、他害行動で、もともと不登校であった方や、発達障害がある方、あるいは、知的に低い方で自分の要求がうまく通らない時に、家族の方に暴力を振るう。あるいは他の方に暴力を振るってしまうような時や、自殺企図があるような方について、日中でもそうですが、夜間や休日などでも連絡があると、保健所が動いて受診先を探すということがよくあります。その中で、警察とそれぞれ協力関係はさせてもらっているのですが、お互いの仕事をよく分かっているかというところ、そうではないところがあって、急に「入院させてくれないと困るじゃないか」と言われたりして、「いや、そんなことはできません」とお伝えをしています。そういうことがあるので、もしこれから、この豊川の協議会の関係で、警察の方、司法の方、検察の方と仲良くしていくとしたら、こういった事例検討がされているので、そこで関わりにある時に、警察の方にも声をかけて事例検討などに参加していただくなどはどうかと思います。保健所の方の取り組みも、自殺の対策に関しても、今度またネットワーク会議をやりますが、警察の人や消防の人にも来てもらったりもしますので、お互いの仕事を知らないと、お互いに思っていることが違ったりすると思うので、事例検討をたくさんやってみるので、関係した時に、少しお声がけをされると、おそらく来ていただけると思います。ただ、警察も、刑事課があったり、交番にいる地域課があったり、私たちによく関わる生活安全課があったり、いろいろなところに関係しているので、その事例がどこの課の方とお世話になっているかが分からないので、関係している課の方と、いい関係ができるような話し合いに来てもらうか、今後どうしていくかという調整をしていただけるとありがたいと思うところです。刑が決まった方の場合は、また警察ではなく検察であったり保護官の方がいらっしゃったり。いろいろ司法のところでも役割を分けていらっしゃって、刑が確定していなくて、その地域への支援をしていらっしゃる別の方がいらっしゃったりするので。その辺がどこの方と仲良くすると、そのケースにとって一番いいのかが、それぞれ違ってたりするので、そこを聞いていただきながら、関係しているところと事例検討や連携会議のようなもので、こういった場に参加していただけるような形がとれるとありがたいと思います。司法に関しては、そんなところです。

また、難病のことにしても少しだけいいですか。ヘルパーさんの人材確保が、すごく難しいと言うことがあったのですが。他の地区も同様で、こちらだけではないのですが。難病に関しては、医療的なケアがかなり多くなってきているので。他の地区で、ヘルパーさんの確保が難しい時は、訪問看護のようなものを、主治医の先生に指示書をもらって。例えば、入浴の介助や訪問看護でやってもらえる部分もあったりするのです。そこは、ヘルパーさんではなくて、訪問看護で、医療の方でやっていただくような形をとれる人も中にはいます。それは、もちろん主治医の先生の指示の元ということにはなるのですが。すべてが介護で補わなくてはいけないというのは、少し難しい状況があると、医療も一部分での連携など、患者さんにとってはいいのかなという側面もあると言う意見をお伝えすることと。

その人材確保に関しては、実際に働いていらっしゃらない方がわりといらっしゃいますので、パートなど雇ってもらえるような研修会など掘り起こしをしてもらえると、少し人材も確保できるのかなというところがあります。

<副会長>

貴重なご意見、ありがとうございます。

はい、よろしくお願いします。

<委員>

はい、医師会の方からです。今、訪問看護によるヘルパー的な動きができるのではないかと。僕が見ている患者さんも、実は、ヘルパーさんではとても入浴は難しく、看護師さんが2人来て、入浴させていただいている方がいるのですが。ただ、そういう資源の確保ができるからいいのではないかとって、そちらに話がいつてしまつて、もう解決ですよとなると、ヘルパーさんも本当は少なく大変苦労しているところの確保をしないではいけません。そこは、ごく一部で補われているわけで。やはりヘルパーさんは、もう少し介護的な動きができる人材のボリュームを上げなくてはいけないことも忘れてはいけないということだと思います。そういう面で、ヘルパーさん一人で行くのは、本当に大変だと思います。ですから、ある程度、広い範囲をヘルパーさん一人が回るような流れはまずくて、どこか、集中して、ヘルパーさんが二人で行くというような格好で、昼間でカバーするような感じにして、ヘルパーさん自身の負担が減るような形態を考えないと、今のまま、一人であちこち見なさいという形態では、ヘルパーさんが増えることはないかと思つますので。ヘルパー派遣の体制のあり方を、考え直した方がよい気がします。

<副会長>

ありがとうございます。他に何かご意見等はございますでしょうか。

<委員>

豊川市さんは、障害の枠と介護保険の枠は、併用ができる形を取つていらっしゃるのでしょうか。

<事務局>

はい、必要があれば併用できる形をとつています。

<委員>

併用はできるとは、どちらかが優先ですか？

<事務局>

介護優先でありまして、オーバー分について必要があれば、認められれば、障害で出しております。

<委員>

地区によっては、要介護5以上でなければ出さないとか、そういう地区もあります。豊川

はそうではなくて、必要があって、区分認定をもらえれば大丈夫と言うことですか？

<事務局>

はい、そうです。

<副会長>

はい。よろしいでしょうか。貴重なご意見、たくさんありがとうございました。時間の都合もございますので、次の議題の方に移らせていただきます。

次に、各専門部会について事務局より順番に説明をお願いします。なお、この議題につきましては、意見交換を含めまして、30分程度を考えておりますので、よろしくをお願いします。では、事務局の方よりお願いいたします。

<事務局>

まず、就労部会につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料4ページから7ページをご覧ください。

就労部会につきましては、目的として「就労支援のための仕組み作り」ということでやってまいりました。今年度の計画、それから取り組みについては、4ページのところに書いてある通りでございます。特に、地域課題の検討ということで、一番重点的にやっていることを5ページの方に書かせていただいています。その中で、まず精神障害、発達障害の方の就労支援につきましては、先進的にその事業を進めておられる事業所の講演会を企画して、実施させていただく予定です。その企画については、お手元の6ページの後ろに書いてございますのでご覧ください。

2番目、定着支援につきまして。今年度より新しく「就労定着支援事業」が始まっておりますが、それについての理解と促進ということで始めましたが。やはり、まだまだ進んでおらず、今後検討していく課題ということで進めていきます。

続きまして、企業団地へのバス路線の確保ということで。昨年の就労部会などで挙げりました。この地区でいえば、御津の埋立地に、企業がたくさんありまして、そこへ何か足を運ぶものがあれば雇用が進むのではないかと、という声が上がりました。それにつきまして、まずはバス路線の確保について、6月にやりました就労部会の中では、市民部人権交通防犯課公共交通係より、まず現状のバス路線がどのように開設に至ったのか経緯をお聞きし、そこに開設するためにどのようなことが必要かを少しお聞きしました。その中では、利用状況やもちろん収益率などが必要になってくるということなのですが、まず、それよりも、どのようなニーズがあるかを、しっかり調査をすることが必要ではないのかということに至りました。そのニーズの把握について、どのように進めていくのかを、いろいろと検討しておりますので、その点について、委員の方にもご意見をいただければと思います。

最後に、支援学級（小、中学校）への取り組みというところです。就労部会では、先ほど委員長よりお話がありましてとおり、ここ数年、特別支援学校への取り組みは、いろいろと継続してまいりました。ただ、なかなか小、中学校の支援級の方のところへの、「働くこと」

というところについての取り組みについてはなかなか至っていないという現状がございます。そういった、小中学校の支援級の先生方、ご父兄に向けて、どのような取り組みをしていったらよいのかということ、少し検討していきたいというところです。先ほども話にありましたように、今現在、不登校であったり、ひきこもりであったりという課題が挙がっております。発達障害のある方などのケースもあるかと思いますが。それにつきましては、就労部会だけでは取り組みが進みません。他部会との調整も必要になってくると思っております。この点につきましても、よいアドバイスがございましたら、よろしくお願いいたしますと思っております。就労部会からは以上です。

続きまして、こども部会の報告をさせていただきます。

では、8ページ資料3をご覧ください。1の今年度のこども部会の目的「子どものライフステージをつなぐ体制作り」です。2の今年度の取り組みとして、①豊川市合同事業所説明会と、②切れ目のない支援体制の整備としています。3は年間実績及び予定です。斜字の部分は実施済みとなっています。

進捗状況としまして、まず、取り組み①の合同事業所説明会についてです。5月20日の日曜日に、豊川市勤労福祉会館で開催いたしました。来場者は約70名。参加事業所は23事業所でした。特別支援学校の運動会の翌日であったことや、新しい事業所は増えてきていましたが、3年目で慣れてきたこともあるのか、前年度より来場者は少なかったです。アンケートが9ページから12ページにまとめてありますのでご覧ください。来場者からは、「参考になった」、参加事業所からは、「事業所のPRができた」、「関係機関等の関係・連携が深められた」という前向きな意見をいただきました。自由意見として、「夏休みと卒業後に来るのが楽しみです」、「他事業所の人と知り合うことができ、貴重な場をいただきました」といういい意見と、「開催時期を運動会など他のイベントと重ならない週にした方がいい」、「保護者さんが落ち着かない子どもたちを連れて各ブースを回るのは大変そう」、「中高生体験だけではなく、障害をお持ちで福祉サービスを検討しているすべての方にも来場をしていただける説明会であれば、来場者も増え、活気のある説明会になるかと」という改善が必要な意見もいただきました。このような意見を踏まえまして、来年度以降の開催の参考にしていきたいと考えています。

取り組み②についてです。先にお伝えした、指定相談支援事業所4事業所を含む、子どもの成長に携わっている支援機関に、ご意見、ご提案をいただく機会を持つため、8月にこども部会の第1回専門部会の開催を予定しております。13ページに構成員の案の資料があります。この方たちにお問い合わせする予定ではありますが、変更の可能性もあります。

既存の成長記録ファイル「すてっぷ」の内容を見直す。どのような情報が記載されていれば、教育、福祉等の関係機関の連携が取りやすくなるのか。有効に活用するためには、どのような点を訂正すれば、使いやすくなるのか。また、出来上がったものを、どのように周知していけばよいのかを具体化し、検討していきたいと思っております。また、皆様には、「すてっぷ」を見直ししていくにあたり、他市町でサポートファイルを作成していることと思いますが、どのような情報が記載されているのか。また、どのように周知されているのか。実

際に子どものライフステージが上がる時に、欲しい情報がなくて困ったことがあったら教えていただきたいと思います。以上でこども部会の報告を終わります。

続きまして、地域生活部会の報告をさせていただきます。

報告に先立ちまして、お手元の方に、昨年度、平成29年度の取り組みで作成いたしました「支援者向けのマニュアル」と「個人カード」の方を準備しております。今年度の予算を持ちまして作成することができました。印刷の方は、希全の里の方で行っております。当事者団体の皆様、保健所の方などさまざまな機関の皆様のご協力をいただきまして、作成することができました。ありがとうございました。お持ち帰りいただいて、ご覧いただければと思います。

それでは改めまして、平成30年度の活動計画について説明させていただきます。

地域生活部会では、前年度より引き続きまして「緊急時に安心して豊川市で生活を送ることができる体制作り」を目的として活動しております。今年度の重点項目としては、地域生活支援拠点等の整備への取り組みを行っていきます。内容としましては、豊川市の課題の一つである緊急時に利用できる資源の検討や確保。もう一つは、高齢者と障害者の家族（老障介護）の支援への対応としまして、地域生活支援拠点等の整備に関連付け、必要な機能の充実、強化のための方策を検討して、安心して生活を送ることができる体制作りを行っていきます。地域生活支援拠点等の整備につきましては、基本は、市が方向性を示しておりますが、専門部会を活用することとなっておりますので、地域生活部会の方でも検討をしていきたいと思っております。

年間スケジュールの方ですが、10月と2月に地域生活部会を開催していきます。豊川市の課題でもあります、緊急時における資源の検討、確保に向けて開催していきます。後でも述べますが、緊急時の体制整備についての検討会というのも、年3回開催をしていく予定です。必要に応じて、定期的に作業部会も開催をしていきます。

その他のことになるのですが、「短期入所担当者連絡会」というものを、2年前から開催しております。こちらの方は、現場で担当している職員の方に参加していただきまして、事業所間の繋がりを図りましょうということを目的としております。話し合う内容も、参加していただく方に決めていただきまして。1回目を開催しておりますが、その時は、受付から、利用までの流れたものを確認や共有をしております。

あとは、「緊急時の体制整備についての検討会」という会も、第1回目を開催しております。こちらは、各事業所の管理者などのオーナークラスの方に参加をしていただいております。第1回目は6月29日に行っておりまして、参加者の方は、事業所さんが10か所参加していただいております。内容としましては、検討会の趣旨説明、豊川市の現状説明、豊川市の過去の緊急対応ケースや各事業所の緊急対応ケースの状況を、それぞれ報告していただきまして、全員で共有を行いました。年間スケジュールでも話しましたが、検討会を今年度3回開催する予定となっております。次回の第2回目では、課題の抽出を行いまして、第3回目では、課題に対しての具体的な対策などを考えていきたいと思っております。他市及び高齢分野でも、緊急時の対応や、その時の状況など、アドバイスなどいただけることが

ありましたら、お願いしたいと思っております。以上です。

<副会長>

ありがとうございました。それでは、3部会の方からご説明がありましたが、どの部会にかかわらず、ご意見等いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

<委員>

はい、就労部会の方の資料5ページになります。①の障害者雇用の促進についてというところで。今回、ハローワークとの連携をしていただきまして、ありがとうございます。それで、見学ツアーの結果ですが、参加者48名とありますが、私が担当の者に取り寄せたところ49名です。内訳のところで、支援機関が26名だと思いますので、再確認の方だけよろしくお願いいたします。あと、細かい話なのですが、企業が16名ですが、12社参加でした。支援機関は26名ですが19機関。ハローワークに関しましては、東三河のハローワークということで、豊川、豊橋、新城の3か所の参加でございました。当日OSGの方から、新城の工場ですが。私も参加しましたが。そもそも、人事の担当の方が、障害者雇用ではなくて、そもそも工場長の方からの抜擢だったので、そこから始まったということで。苦労話であるとか、あるいは、今、改善の部分で取り組んでいることなど、細かい部分でお話をさせていただきました。今後においても、参加している企業について、門口を広げますので、聞いていただければお答えいたしますよ、ということもお話があったことを、この場を借りてご報告させていただきます。

<副会長>

ありがとうございました。

<委員>

よろしいでしょうか。同じく、この就労部会の5ページの④の支援学級への取り組みなのですが。これは、豊橋でも、やはり支援学級と福祉との連携が、なかなか取れていなくて。対応というところで、実は4年ぐらい前から、夏休みに支援学級の先生の研修会があるので。そこに、研修をやっている一コマでお話をさせてください。というところで、障害福祉サービスとはこうです。皆様たちが、今、担任しているお子様が、将来の姿はこんな形ですよ。ということを分かっていたくという形の時間を取らせていただいています。今でも、時々お声がかかっているのです。全体向けには、そういうことをして。また、その機会を通して、個別でもやりますよと。学校単位で、お子さんとお母さんに、学校の授業みたいな形で、私たちがお話しにいくので、お母さんたちにも、子供さんの将来と一緒に考えていきたいと思いますという宣伝をしました。やはりオファーがありまして、年に何校か学校の方に行って、特別支援学級で、先生とお母さんたちにお話をさせていただいております。そうするとやはり、みなさん福祉の知識がないものですから、「まったく知らなかったです。」というお声が多いので。一度そういった取り組みをするとよいと思います。これは情報提供としてお伝

えいたします。ただ、教育委員会の壁は高かったです。先生方の講師なのですから、誰が話すのかと、ということにしばらく時間がかかりましたけど。それをやると、先生方との距離が近くなりますので、面白いと思います。

<副会長>

ありがとうございます。先生方からも、そういったことを勉強されたという声も聞いたことがあります。できる限り、距離を近くして、やっていっていただければと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

続きまして、何かございますか。

<委員>

はい、前回3月の全体会の時に、少しお話をさせていただきました。ハローワークの所長さんの方から、全体会の席上におきまして、法定雇用率の改正がありましたということで。雇用支援の現状ということで、お話をさせていただきました。商工会議所としましては、情報提供ということで、企業さんのいろいろな支援というところで、様々なご案内をして、ご協力をいただくようなことで、お願いしていくことになっています。また、情報提供としましては、会議所の「メセナ」とう広報誌もございますので、何か必要な情報があれば、また掲載させていただきますので、お申し出いただきたいと思います。また、企業団地や企業へのバス路線の開設、確保は、就労者の方々の希望が大勢出ていらっしゃるのか。その辺をお聞きできたらと思います。

<副会長>

ありがとうございます。

その他、どうでしょうか。

<委員>

はい、今、小学部の方を担当させていただいております。今年度は、20名というたくさんのお子さんが入学していただきまして、いろいろな教育相談等もやらせていただきながら情報をいただいている状況になります。流れ的には、学校説明会が6月にあつて、教育相談を7月の夏休みに入つてすぐにやらせていただいて、お子さんにも来ていただいて、保護者さんとも教育相談をやるという形で1回目をやらせていただいております。その中で、地域の学校がいいのか、本校がいいのか、というところでご相談させていただいて。最終的には、年内ぐらいに、どこでの学校が適切かというようなお話になっていくと思っております。それを受けて、我々は、もう一度年明けに、保育園や療育の事業所を回らせていただいて。現場でお子さんの様子を見させていただき、細かい情報、たとえば「着替えはどうだ」、「食事はどうだ」、病気のことなど、保護者さんの様子まで、聴取させていただいて、それを、すべてではないですが、4月当初に、できればスムーズにスタートしたいと思っておりますので、そういった情報を集めさせていただいております。ですので、そういったところ

で、保育園などの関係機関の方が、正直な情報を、我々に言っていただけますと、よりスムーズな移行に繋がっていくと思っておりますので、そういったご協力をいただけるとよいと思います。中には、こちらから行きましょうか。と言っていただける保育園などもありますので。そういったところは、本当にありがたく思っておりますが。そういう関係も作っていけるといいかなと思っております。以上です。

<副会長>

ありがとうございます。ほかに、何かありますでしょうか。

<委員>

はい、子ども部門と言うことで、多少、保育園の話題もありましたけれども。

保育園ということだと、集団生活がとりあえず可能なことが前提となりますが。保育園で過ごすのに、多少サポートが必要なお子さんについては、「加配保育」という名前ですが、手厚く保育士を配置して、成長を促すような努力をしておりますが、こういった加配保育の対象のお子さん以外にも、成長度合いが少し気になるお子さんが少し増えてきています。これは、就学前のお子さんの数と言うのは、ここ7、8年で、例えば、分かりやすく言うと、1万1千人ぐらいたったお子さんが、今、だいたい1万人を切ったくらいになってきているくらい、子どもさんの数が減ってきているのですが。それと反比例するように、手厚くしてあげたいお子さんが増えてきているような現状があります。だいたい、今、保育園で預かっているお子さんの年長さんで言うと、例えば70人くらい。各学年70人くらい、そういった加配のお子さんを預かっている現状でございます。先ほども言ったように、そういったお子さんについては、地域の保育園から小学校に上がっているのです。こういったところで連携は、今でも、取ってはいるのですが、数もだんだん増えていっているのです、より手厚く連携をしていく必要があると感じております。ですから、今まで点から線というのか、切れ目無く続いていくようなサポートがやはり求められているのではないかと思います。ただ、先ほどヘルパーさんの人材不足の話も出ましたが、手厚くお子さんをケアしてあげたい。保育士さんを手厚く付けてあげたい。という気持ちがあったとしても、保育士さんの確保がなかなか難しい現状があると感じています。今まで、保育園と言うのは、福祉という分野ですので、当然そういった職員もいますが。最近3歳未満児を預かるということを前提に、いろいろなチャンネルで保育施設ができてきています。どちらかといいますと、言葉は乱暴かもしれませんが、福祉ビジネスのような施設が増えてきている現状で。そういったところと、保育士の争奪戦みたいなものが、都会ほどはないのですが、数年後には、豊川にも厳しい状態がくると予測されます。そういった意味で、我々としても保育士の確保をどのようにしていくのか、公立の保育園で預かっている我々と、民間の保育園が協力しあいながら、人材確保を進めて行きたいと思っております。以上です。

<副会長>

ありがとうございます。他に何かご意見はございますでしょうか。

<委員>

はい、よろしいでしょうか。いろいろと専門分野においてご説明していただいて、私どもは、いわゆる高齢者の施設なのですが。いわゆる、障害であろうと高齢者であろうと、私どもは、する側とされる側の立場があるわけですね。いわゆる、そういう障害あるいは高齢の方に対して、あるいはその子どもに対して、どのような支援が一番適切なのかということが私たちは、高齢者のことであれば、だいたいのことは分かるのですが。やはり悩んでいらっしゃるの、施設の職員も悩んでいることでもありますし。それから、施設に入っていない人も。家庭にいるお年寄り、あるいは障害を持たれている方。家庭の方は、この子供にどのような支援が本当は一番いいのかは、かなり悩んでいると思うのです。そういったことが、これからはもう少し改善されていくといいと思っております。

高齢者について言えば、ある事情で入ってこられても、時と共に、Aという支援が必要ですよ、と言っても支援をする内容が変わっていくのです。たぶん子供さんでもそうだと思うのですが。私どもの施設でいえば、現在そういった方は、高齢化していくし、あるいは重度化していく。そういったことを、適切に支援していく。この人にとって、何が一番必要か。目指すところは、やはりお年寄りでも子供でも、自立ですから。どういう支援が本当にいいのかは、これから課題だろうと思うのです。これは、ずっと続く課題だと思うのですが。今、困っていることは、障害であろうとお年寄りであろうと、「ここへ電話すればそれぞれの専門的なアドバイスがある」などに繋がっていければよいと思っています。

また、3つ目に、障害者の問題とは少し場違いではないかという部分もありますが、子供のいろいろな相談をする児童相談所があります。障害を持っていない子供でも、今、非常に悲しいニュースがあります。障害を持った子も悲しいニュースになってしまうことがあるのですが。特に、このごろ東京であった虐待死と言う事件がありましたよね。あのようなものにも、何かそこまでに至らない手だてはないのかと、これは、私は少し危惧しております。やはり福祉と言う部分のジャンルから考えていくと、これからの、そういったものは課題だと思っております。以上です。

<副会長>

ありがとうございます。その他に、何かご意見等ございますでしょうか。

はい、よろしいですか。さまざまな貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。今後、この辺のことを、議会等の協議に活かしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項につきましては、以上となりますので、進行を会長の方にお返ししますので、よろしくお願いいたします。

<会長>

それでは、引き続きまして、議題5 報告事項について、事務局からの説明をお願いいたします。

<事務局>

はい、ではまず、報告事項（１）の計画相談の現状について説明させていただきます。資料については５番、１７ページの方をご覧ください。

こちらの資料につきましては、平成２７年度から必須となっております計画相談、またはセルフプランの作成状況についてお示しするものになります。改めまして、計画相談について説明をさせていただきますと、障害福祉サービスやお子さまが使う障害児通所支援を利用する際に、相談支援専門員がサービス等利用計画等を作成したり、それについて定期的に評価するモニタリングを行ったりすることを計画相談といいます。一方、セルフプランについてですが、相談員さんではなく、ご家族さんや本人さんが作ったものをセルフプランといいます。豊川市の状況としましては、平成２８年３月末の時点で、計画相談の達成率が１００％となっておりますが、その時には、セルフプランの率がかなり高いものとなっております。セルフプラン自体が悪いとか、それを決して否定するわけではありませんが、適切なサービスの利用に繋がらなかったり、モニタリングがなかったりというところがありますので、相談支援専門員による計画相談支援の方をお勧めをしながら、これを進めていくところであります。

それを踏まえまして、昨年１０月から、まずは大人の方に対して、しっかりセルフプランでもやっていける力があるのかどうかを見極めるために、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所と連携をしながら、その人ごとに丁寧に説明をするという取り組みを始めました。その結果、一番下のところにも書いてありますが、平成３０年６月までの時点で、７８名のセルフプランの利用者に対して、４６名の方に、新たに相談員がついております。この取り組みを始めて、あと少しで１年になりますので、まずはこれを続けていくことで整備の方を進めていきたいと考えております。しかし、その一番下のところの数字ですが、子どもの方に関しては、まだ半分ぐらいの方がセルフプランとなっております。こちらに関しても、相談支援事業所の様子を伺いながら取り組んでいかなければならないと考えておりますが、どこの事業所も利用者が爆発的に増える余裕はないと聞いておりますので、慎重に進めていきたいと考えております。

続きまして、裏面の指定相談支援事業所一覧と書かれた資料をご覧ください。こちらは、サービス等利用計画を作成する事業所の一覧となっております、昨年より１事業所、「相談支援事業所恵の実」さんが増えました。合計１７事業所によって相談支援等が行われております。こちらの恵の実さんは、児童の計画を中心に行ってまいりますので、今後そういったところでセルフプラン減少にも力になっていただけるものと思っております。

こちらの報告に関しては、以上となります。

それでは、続きまして、報告事項（２）豊川市障害福祉計画等についての説明をさせていただきます。

障害福祉計画は、国の基本指針において、ＰＤＣＡサイクルのもとに、少なくとも年に１回の計画の達成状況の点検、評価を実施していく必要があります。今回は第４期の障害福祉

計画を受けて、第5期の新たな目標をご説明いたします。

それでは、資料の20ページから22ページまでは、第4期の目標となっておりますので、ご覧になっていただければと思います。今回は、23ページからを説明させていただきますので、23ページをご覧になってください。こちらからは、5期でどのような目標が提示されているかというものを紹介させていただきます。5期では、基本指針の目標が5つ設定しております。まず23ページ1つ目は、4期に引き続き、福祉施設の入所者の地域生活への移行というもので、こちらの目標値は、平成32年度末における地域生活移行者数を15人。これは28年度末の福祉施設における入所者数の9%以上。それから、平成32年度末の福祉施設の入所者数の削減数を4人。こちらの根拠としましては、平成28年度末時点の福祉施設における入所者数から2%以上の削減となっております。こちらの目標の設定といたしましては、国の基本指針を基に設定しております。現状、福祉施設入所者の地域生活への意向があまりなく、また受け皿となるグループホームの不足と言うものが、4期に引き続き課題となっております。こちらにつきましては、30年、31年、32年度と、活動の方の数値を追っていきたいと思っております。

続きまして、24ページをご覧になってください。こちら基本指針の目標といたしまして、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というもので、こちらは5期の障害福祉計画で新たに設定されたものとなっております。こちらは、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置ということで、平成32年度末までに、各市町村又は複数市町村での共同設置による協議の場の設置を基本とするというもの。それから、平成32年度末の地域移行に伴う基盤整備量34人となっております。65歳以上を16人、65歳未満を18人となっております。この精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というものは、国の基本指針を基に設定しておりますが、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加、それから、地域の助け合い・教育などが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指しており、そのための協議の場を設置する。というものとなっております。また先ほど、基盤整備量という人数を設定しましたが、こちらは、1年以上の長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量。こちら利用者数を定めることが求められておりまして。こちら国の方の人口の推移から計算した数値をもとに、65歳以上を16人、65歳未満を18人の利用者数、長期入院患者を地域へ移しましょう。というものが設定されております。こちら、圏域の状況や、それから基盤整備量の数値を確認していく必要があります。

続きまして、25ページをご覧になってください。25ページは、地域生活支援拠点等の整備で、こちら4期からの計画の引き継ぎの事項となっております。平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。ということで、これも国の基本指針を基に設定しております。地域生活支援拠点等とは、障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームや障害者支援施設などの「居住支援機能」と、それから地域相談支援などを担当するコーディネーターやショートステイといった「地域支援機能」を合わせた拠点のことで、こちら4期の時にも、どのようにするのか。圏域で設置するのか、市の単独設置を目指すのか。というような方針の方を話し合っていました。

豊橋市さんの方では、地域生活拠点等をすでに行っておりますが、こちらの市の方では、どうするか検討した結果、市で単独設置を目指そうと言うことで、こちら5期の方で考えていくことを引き続き行っています。

続きまして、26ページの方をご覧ください。こちらは、基本指針としまして、福祉施設から一般就労への移行などと言うことで、こちらの目標も4期からの引き続きになっております。目標値、平成32年度末の一般就労移行者数を20人。こちらの根拠は、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上。平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数を59人。こちらは、平成28年度末における利用者数の2割以上増加。また、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合を5割。こちらは、そこに書いてある通りです。また、平成31年度末及び平成32年度末の就労定着支援事業による職場定着率を8割ということで。今度、平成30年度から新たに、就労定着支援事業と言うサービスが始まりましたので、こちらのところも新たな目標としまして、8割以上の定着という設定があります。こちらも国の基本指針を基にした設定となっております。

続きまして、27ページをご覧ください。今回の障害福祉計画では、障害福祉計画のみではなく、第1期障害児福祉計画もうたっておりますので、今回、児童の計画が入っております。こちらは、障害児支援の提供体制の整備等と言うことで、今回の目標といたしましては、児童発達支援センターの設置ということで、平成32年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とするというもの。そして、保育所等訪問支援の実施としまして、平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。また、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の実施。こちら、平成32年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。さらに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置ということで、平成30年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村に、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置でも可としてあります。こちら、すべて国の基本指針を基に設定してありますが、すでに実施してあるものもありますので、こちら、どのようになっているのかを、1年ごとに確認をしていきたいと思っております。

障害福祉計画の目標値は、以上となっております。

続きまして、(3) 豊川市障害者福祉計画についてということで、簡単ですがご説明、報告の方をさせていただきたいと思えます。お手元にあります、第3次豊川市障害者福祉計画に基づく実施事業。当日資料となりますが、こちらをご覧ください。

表のページ1枚めくっていただきますと、参考までに「第3次豊川市障害者福祉計画」の「概要版」をつけさせていただきましたので、ご参考までにご覧いただけるとありがたいです。

報告の内容としましては、3ページから7ページまであります10分野。各分野別に、施策別に分類して、調査シートの記入を各課へ依頼し報告を受けております。それを基に、「第

3次豊川市障害者福祉計画に基づく実施事業」へ、主な実施事業を挙げてまとめさせていただいております。

実施事業の内容ですが、表のページを見ていただきまして、基本方針の「1、生活支援」、「2、保健・医療」、「3、保育・教育」、「7、災害対策」、「8、障害及び障害者理解の促進、差別の解消と権利擁護」につきましては、地域完結型医療の推進ですとか、就学相談・教育相談の充実を図るといったように、前向きな取り組みが行われる予定でございましたので、充実とさせていただいております。

また、それ以外の実施事業につきましても、現在実施されているものを引き続き継続して実施していくとの回答でございました。ただし、継続実施はするものの、問題点が見え、改善の必要性を感じている課や事業の見直しを考えているような課もございましたので、ただ継続するだけでなく、より良い方向へ改善していく意識を持って、実施していただいているものと思っております。

計画の傾向としましては、障害者差別解消法の公布に伴い、各課関係機関の障害のある方への意識と必要な配慮が少しずつ意識されてきているのではないかと思います。障害者差別解消法の内容までを十分理解した上での実施とは言い難い部分もございますので、障害のある方をしっかりと意識した施策の展開が行われるよう、福祉課としても積極的な情報提供や啓発を行ってまいります。簡単ですが、以上となります。

最後に、(4) 障害者虐待対応ケースについてご報告をさせていただきます。資料7番、28ページ、29ページになります。

福祉課の方に、豊川市障害者虐待防止センターが設置されておりまして、昨年度、こちらの方に挙がってきたケースとしまして、資料7番の方にある12件となっております。その中で、虐待認定としたものは、半分の6件となりますが、そういった虐待認定の有無に関わらず、こういった通報を通して、こういった方々に関わるきっかけとなって、本人さんのよりよい支援に向けて考えるきっかけになっていくことも感じながら対応をしております。

一覧の中で、少し補足的に説明をさせていただきますが、NO. 2の、まだ終結の方はされていない27歳の知的障害の方のケースですが。こちらの方は、まだ継続的に話し合いの方を進めておりまして、本人さん、家族さんにとって何が良い支援なのか、ずっと定期的にケース会議を行いながら考えております。

昨年度の傾向としまして、真ん中の相談者・通報者等のところですが。本人さん、家族さんからの通報が2件しかなく、それ以外は関係者からの通報だったことが特徴だったといえるかと思います。これに関しては、関係者の虐待防止への意識が高まってきたともいえ、その背景には基幹相談支援センターが毎年行っている権利擁護、虐待防止に関する研修の一定の成果があったともいえると思います。

ちなみに比較資料として、次のページの方に、一昨年度の報告を添付いたしました。件数としましては、一昨年度が15件でしたので、15件から12件に減ってはいますが、その前の年が11件でしたので、ここ数年で見れば横ばいの件数だと思います。もちろん、件数が増えたりすることは望ましいものではありませんが、それ以前に、隠したりするなどの、悪

質化、常習化することが一番いけないと思いますので、早期発見、早期通報を、今後とも意識していただけたらと思っております。

また、28年度の方にも、終結となっていない No5 がありますが、こちらは、就労している雇用主から正当な賃金をもらっていなかった、という経済的虐待のケースでありました。愛知県を通して労働基準監督署へ報告が挙がっておりますが、先日も問い合わせをしましたが、まだ最終的な結果の方がこちらには来ておりませんので、終結日の方が空欄となっております。

簡単ではありますが、以上で虐待対応ケースについての報告とさせていただきます。

<会長>

ただいまの件につきまして、何かご意見等はございましたら、お願いいたします。

<委員>

はい、よろしいですか。先ほどの、27ページのところの、障害児支援の提供体制の整備等について。設置させているものもいくつかあるというような紹介でしたが、市として設置させているものについては、何が設置されていると認識されているのか教えてください。

<事務局>

今、すでに実施されているものとしたしましては、上から2つ目の保育所等訪問支援の実施。こちらが、もうすでにサービスとして保育所等訪問支援をやっている事業所が、市内に2事業所ありますので、こちらのところは、実施となっております。それから3つ目の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の方は、今対応できる事業所は、それぞれ1つずつありますので、こちらの方が実施済みとなっております。以上です。

<委員>

発達支援センターの設置については、まだ具体的には出ていないですね。

<事務局>

はい、まだです。

<委員>

わかりました、ありがとうございます。

<会長>

はい、ありがとうございました。

続きまして、議題6、その他について何かございますか。

<事務局>

はい。昨年度、豊川市障害者地域自立支援協議会において、「障害のある方が日中の活動を行う場所が少ない」と言う課題が挙がり、それに伴い、就労継続支援B型事業所と地域活動支援センターの併用が認められていない本市の現状について、利用者の状況と必要性に応じて考えてもらいたいという意見が、運営委員会、全体会を通じて意見として挙がりました。なお、B型事業所が営業していない土日の併用については認めています。

こういった意見を踏まえ、市では検討を行い、その結果、一定の条件下で併用を認めることとしました。その条件は、利用者の状況把握や適切な必要性の判断、同日利用しないことを確認する目的に、相談支援専門員、就労継続支援B型事業所と地域活動支援センターで協議書を作成し、サービス等利用計画案と併せて提出することにより、市が必要性を認めた結果、判断する形に変更しました。

また、今回のケースのように、協議会から挙がる課題のうち、市の検討により解決できるものについては、可能な限り解決を図り、協議会の実績を積み重ねて、地域課題の解決ツールとして協議会の活性化に今後も繋げていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

<会長>

はい、ありがとうございました。他にありますか。はい、どうぞ。

<事務局>

はい、情報提供としてご案内させていただきます。

お手元に、本日、当日資料と言うことで配布させていただきました、こちらの「ヘルプマーク」。カラー刷りのチラシが1枚。愛知県のものになりますが、あるかと思います。

こちらのヘルプマークにつきましては、新聞等でも出ておりますように、愛知県が一斉に、今週の金曜日7月20日から配布となっております、本市においても同様に配布することとさせていただいております。配布場所としましては、豊川市役所。こちらの本庁の福祉課の窓口でお渡しをするということで。特に申請書等は不要なのですが、配布の対象として、義足や人工関節を使用されている方、内部障害や難病の方、また妊娠初期の方を始め、外見から分からなくても援助、配慮を必要としている方。こういった方から申し出が口頭であれば、福祉課の窓口でお渡しするということで、始めさせていただきます。市内では、他にも保健所の方でも配っていただけると言うお話を愛知県から伺っておりますので、この2箇所では配布されるということで、了解のお願いをしたいと思います。

なお、広報誌の方は、県が一斉にやられると言うことで、8月号の広報の方での案内となりますので、またよろしくお願いします。

<会長>

ありがとうございます。

<委員>

あと、よろしいでしょうか。先ほど、ご報告いただいた障害者福祉計画と障害福祉計画と協議会の連動のところで、愛知県のアドバイザー会議でもよく言われているのですが、協議会の活動と市の計画は、きちんと連動しているのだろうか。やはり連動すべきだと思うのです。ですので、これは提案なのですが。年度初めと年度終わりぐらいに、各協議会の活動が、障害者福祉計画の第何章のどこに連動しているのだ。障害福祉計画のどこに連動しているのだ。とういことを、毎回は難しいと思うのですが、最初と終わりぐらいに、少し議題のところに、何項という形にしておくと、相談員の皆さん一人ひとりも、「障害福祉計画はこういったことが書いてあるので、こういった部分に注意していかなくてはならないのだ」ということも分かると思いますし。もし、計画に該当しないものもあって、未解決だとしたら、今後の障害福祉計画に入れていかなくてはいけない部分だと思いますので。それを積み重ねていくと、豊川の障害福祉計画が良いものになると思いますので、ご検討いただければと思います。以上です。

<会長>

はい、ありがとうございました。他にございますか。

<委員>

はい、少しだけ。

これからも色々な整備をされていくと思うのですが、やはり福祉、あるいは障害の方への現実的な問題としては、人材確保が挙げられると思います。今後においても、いろいろな整備が進んでいかれると思うのですが、ハード面あるいはソフト面についても、十分に配慮されながら人を確保していくことと、それに伴って育てていきながらどんどん繋いでいくことを心に秘めてやっていただけると、少しずつ少しずつ、前進すると私は思っております。

<会長>

はい、ありがとうございます。これにて、本日予定されていた議題をすべて終了しました。引き続き事務局からの事務連絡をお願いします。

<事務局>

ありがとうございました。事務局から連絡させていただきます。次回の会議につきましては、来年の3月27日13時30分から予定をしております。また、本日の議事録につきましては、後日送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

<会長>

長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。本日の会議につきましては、これで終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

<全員>

ありがとうございました。